

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 8 月 24 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 4 番 清水 大粋

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
②. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1) 発 言 事 項	高島市補助金等交付規則における概算払・前金払の規定について
要 旨	(項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)
	いわゆるいちご補助金問題について、補助事業者は計画上借入金を見込んで事業実施を予定していたにもかかわらず、実際には借入実行前に補助金の概算払を受けていました。これを踏まえ、昨年3月13日の一般質問において概算払時の資金計画の再確認について尋ねたところ、 「資金状況の確認は、資金計画などの確認により事業の実現可能性を含めた的確性を判断することが重要であり、今後、資金計画の変更および資金状況の再確認などを含めて、チェック機能を向上させていきたい」 また、概算払の必要性に関する法的基準に関する質問では、 「概算払は年間400件を超えるが、補助金事務全般は現行の規則や要綱に基づき円滑に事務を進めていることから特段の改正については考えていない。ただし、新規の事業者等が大規模な施設を整備する事案や多額の概算払が必要な場合等には、案件ごとに支払いの可否を慎重に判断し、特に事業者の実施体制や資金調達の内容等については可能な限り踏み込んだ確認を行うなど、より厳しい条件を課しながら対応していきたい」 との答弁がありました。

他方、高島市補助金等交付規則（以下、「交付規則」という）に目を移すと、交付規則には、概算払・前金払の請求に対して補助金を支払うための基準となる条文が存在しません。これでは事業実施体制や資金調達の状況について踏み込んだ確認をしようにもその確認は事業者の任意の協力に依拠せざるを得ず、その実効性は十分に担保されなくなってしまう。つまり、市として問題意識があるにもかかわらずそれを支える明文化された法規範が存在しない状態であると言えます。市が考える適正な運用を、担当者及び決裁者の裁量・内部的チェックだけに依存させてよいのかという点を踏まえると、やはりこれは解決すべき問題であると考えます。よって、先の答弁にあるような運用を真に実現するために、概算払・前金払に関して交付規則で、法運用の弾力性をしっかり残したうえでより具体的な基準を設けることが適当なのではないでしょうか。

これを踏まえ、財産取得等に係る経費に対する補助金の概算払・前金払を規制する一方、人件費、謝金、委託料（財産取得に係るものを除く）、通信費その他経常的運営経費を規制から除外し例年概算払を受けている者への影響を最小限にとどめるということ念頭においた上で、補助金等交付に対し、支出状況確認の観点、概算払・前金払の支出上限額の制限を取り入れ、以て補助金交付の適正性を高めることを目的に、次のとおり問います。

- 1 以下の2～3で掲げる制限範囲を明確化するため、第2条（定義）に、例えば次の項を追加してはどうでしょうか。

「財産取得等経費とは、土地、建物、工作物、機械器具、備品、ソフトウェア、情報システム（クラウドシステムの初期導入を含む）その他継続的使用を目的とする資産、設備、権利又はこれらに類するものの取得、整備、初期導入、構築、開発、改良又は更新に要する経費をいう。」

※土地は、例えば筆が分かれている場合や財産保有者が複数人いる場合に手続きが進んでいるものに対する交付を想定、機械器具及び備品は複数種類の購入を想定

- 2 交付規則第15条第2項「市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払または前金払により交付することができる。」については、様式第3号による交付請求のほか、一定金額以上の財産取得等経費を伴う案件に関して、次の各号の書類を添付しなければならない（補助事業が完遂されている場合を除

く) とする条文改正を行ってはどうか。

(1)資金計画

※これは、補助金のチェックリストにおいて求めるべき書類として記載されているものの条文化・様式化

(2)概算払・前金払を要する理由書

(3)補助事業者が事業計画上借入金を当該補助事業に使用する場合は、関係金融機関等から発行された当該借入金の借入が認められることを証する通知書等

※借入状況確認は、資金計画の実現可能性を確認する一資料にもなる

(4)財産取得等経費に係る補助金等の概算払の請求にあつては、事業進捗割合の計算根拠となる計算書またはこれに関する資料

3 「市長は、財産取得等経費に係る補助金等の交付について、次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、概算払・前金払による補助金等を交付してはならない。」といったような、第2項の自由裁量を制限する条文を第3項として設けてはどうか。

(1)概算払にあつては、補助金総額に、様式第3号の事業の進捗状況欄に記載された事業進捗割合を乗じた金額以下の請求であること

(2)概算払・前金払により補助金等を交付すべき合理性が認められること

※具体的な運用に関しては、手引き・チェックリスト等により資金調達状況、資金の支払状況、事業進捗状況等を踏まえ総合的かつ慎重に概算払・前金払の要否を判断する。また、着手金等に対する概算払・前金払は原則として行わないものとし、やむを得ない事情がある場合は理由書を通じて真に必要なかどうかを個別に審査するなど、手引き、チェックリスト等に明記しておく。

4 財産取得等経費か否かにかかわらず、概算払は事業進捗割合が支払額の計算根拠となるため、財産取得等経費に係る事業進捗割合を示す欄と、財産取得等経費以外に係る事業進捗割合を示す欄を様式第3号にそれぞれ設けるとともに、事業者向けの手引き等で事業進捗割合を計算するにあつての根拠や事業類型ごとの適切な計算例（例えば出来高での計算、事業計画期間を月割で計算する等）を示してはどうか。

5 規則というものは法規の一種であるものの内規的側面が強いことから、交付規則の条例化を通じて、市民・国民の税金を原資とする補助金等の交付の透明性・公平性・統一性を恒久的に確立することは非常に重要だと考えますが、市の見解を問います。

なお、いちご補助金問題の反省としてこのような質問をしているわけではなく、あくまで以前の市の答弁からくみ取れる問題意識を踏まえ、その問題意識を下支えする法規範の創設を考えてはどうかということを本質問の全体の趣旨としていることを申し添えておきます。